

令和5年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件（追加）

〈条例〉

- 1 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

令和5年度墨田区議会定例会2月議会提出予定案件概要（追加）

〈条例〉

1 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

地方税法の一部改正により、個人住民税の特別税額控除を実施すること等に  
伴い、所要の改正をする。

(2) 内容及び施行期日

別紙のとおり

## 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例概要

項 目	改 正 案	施 行 期 日
特別区民税 個人住民税の特別 税額控除を実施する ことに伴う改正	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="464 349 1163 703">1 納税義務者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限り、所得割の額から、本人及び控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円を控除する。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。また、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。</li> <li data-bbox="464 752 1163 853">2 令和6年度分及び7年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除の方法等について規定する。</li> </ol>	墨田区規則で定める日